

# 報酬に大幅な変動があったとき

固定的賃金の昇降給による変動または賃金体系の変更で給与が変わった場合は、変動のあった月以降3ヶ月間の報酬をもとに、「健康保険被保険者報酬月額変更届」をご提出ください。理美けんぽにて確認後、4ヶ月目から「標準報酬月額」を改定します。ただし、従前の「標準報酬月額」との等級に2等級以上差がない場合、3ヶ月間のうち1ヶ月でも「支払基礎日数」が17日に達しない月がある場合は、改定は行われません。

申請書類：「健康保険被保険者報酬月額変更届」（健康保険・厚生年金保険 各1部）

提出期限：事由発生日よりすみやかに

添付書類：原則不要。ただし、60日以上遡って提出する場合や降給の場合には「賃金台帳」、「出勤簿」（ともに変動月の前月分から計4ヶ月分。以下同じ）が必要です。

※役員の方は昇降給に関係なく、役員報酬の変更を決議した際の「取締役会議事録」「賃金台帳」が必要となります。

健康保険 被保険者報酬月額変更届		常務理事	事務長	処理者
厚生年金保険 (兼) 厚生年金保険 70歳以上被用者月額変更届				
令和 2 年 8 月 3 日 提出	健康保険 被保険者証記号 1 2 3	受付印		
厚生年金保険 事業所整理記号	〒 123 - 4567			
事業所所在地	東京都中央区日本橋大伝馬町1-7			
事業所名称	株式会社 ○○○			
事業主氏名	代表取締役 健保 一郎			
電話番号	03 ( 1234 ) 5678			
項目名	① 被保険者整理番号	② 被保険者氏名	③ 生年月日	④ 適用年月
	9999	健保 太郎	47 年 5 月 11 日	2 年 8 月
	⑤ 従前の標準報酬月額	⑥ 従前改定月	⑦ 昇(降)給	⑧ 選及支払額
1	180 千円	180 千円	1 年 9 月	5 月 (昇給) 2 降給
	⑨ 給与	⑩ 給与計算の基礎日数	⑪ 給与によるもの	⑫ 現物によるもの
	5 月 30 日	230,000 円	0 円	230,000 円
	6 月 30 日	220,000 円	0 円	220,000 円
	7 月 31 日	230,000 円	0 円	230,000 円
	⑬ 合計 (⑪+⑫)			⑭ 総計
				680,000 円
				⑮ 平均額
				226,666 円
				⑯ 修正平均額
2				
3				
4				
5				

「健康保険の記号」は、組合編入時に付番された事業所固有の番号をご記入ください。

事業所の記入欄については、会社所在地、会社名、代表者名、電話番号をご記入ください。

⑤の「従前の標準報酬月額」は、届出をする日現在の標準報酬月額をご記入ください。

⑩の「給与計算の基礎日数」は、昇降給のあった月（支払月）から引き続き3ヶ月と、各月に支払われた給与計算で対象となった日数をご記入ください。

⑬の「合計」は、⑪+⑫の合計額をそれぞれの欄にご記入ください。

④の「改定年月」は、この届出により改定される年月（変動後4ヶ月目）をご記入ください。

⑭の「総計」は、⑬の該当月数の「合計」をご記入ください。

⑮の「平均額」は、⑭の「総計」の額を該当月数で割った平均額をご記入ください。

## 《健康保険被保険者報酬月額変更届 記入上の補足事項》

- ★1. 「**固定的賃金**」とは、基本給・家族手当・役付手当・通勤手当・住宅手当など稼働や能率の実績に関係なく、月単位などで一定額が継続して支給される報酬をいいます。なお、パートタイマーの方については、基本給のかわりに時給が固定的賃金となります。
- ★2. 「**標準報酬月額**」とは、給与を計算しやすい単位に区分した法律で定められているもので、これをもとに保険料や保険給付額を計算します。
- ★3. 「**支払基礎日数**」とは、給与計算の対象となる日数をいい、月給制・週給制の場合は支払対象期間の暦日数が、日給月給制の場合は所定労働日数から欠勤日数を差し引いた日数が、日給制の場合は出勤日数が支払基礎日数となります。
- ★4. ⑪の「通貨によるもの」は、各月に支払われた給与のうち通貨で支払われた額をご記入ください。
- ★5. ⑫の「現物によるもの」は、各月に支払われた給与のうち、食事、住宅、被服など金銭（通貨）以外のもので支払われるものがあるときに、標準価額（※）によって算定した額をご記入ください。  
※詳細は理美けんぽまでお問い合わせください。